



最近の男女共同参画の動きについて

2017年5月31日（水）

内閣府男女共同参画局

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策(概要)

背景

- 男女共同参画会議に設置されている「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、平成29年3月14日にとりまとめた現状と課題を整理した報告書(参考1)等を踏まえ、同月21日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置した(議長:加藤勝信男女共同参画担当大臣。関係7府省局長級を構成員)。
- 関係府省対策会議において、平成29年4月を被害防止月間と位置付け、必要な取組を緊急かつ集中的に実施する緊急対策を策定した(同年3月31日)(参考2)。その実施状況も踏まえ、同年5月19日、「今後の対策」をとりとまとめた。

緊急対策(本年4月)の実施結果

1 取締り等の強化

- ・ スカウトに対する検挙件数、人員 23件23名
- ・ スカウトに対する指導・警告結果 101回190名
- ・ 「JKビジネス」の経営者や客等を検挙した件数 5件6名
- ・ 一斉補導等により補導・保護した児童数 40名 等

2 被害防止のための教育・啓発の強化

- ・ 内閣府ホームページに啓発サイトを開設(アクセス数 93,380件)
- ・ インターネット広告等による啓発動画の発信(動画再生数合計 約 230万件)
- ・ 女子大学生を対象としたシンポジウムを開催(約 1,600人参加)
- ・ 被害防止教室等の実施(約 2,700回、約 432,000人)
- ・ 街頭キャンペーンの実施(約 1,400回)
- ・ 各種広報媒体を活用した啓発活動 等

3 相談体制の充実

- ・ 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の周知
- ・ 相談等件数 アダルトビデオ関係 9件
「JKビジネス」関係 14件

今後の対策(主なもの)

1 更なる実態把握

- ・ 若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の在り方のための調査研究【内閣府】
- ・ 「JKビジネス」の営業に関する実態調査及び分析の実施【警察庁】

2 取締り等の強化

- ・ アダルトビデオ出演強要問題専門官の指定【警察庁】
- ・ 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定の支援【警察庁】
- ・ 「JKビジネス」等に対する各国の法制度及び施策の調査研究の実施【警察庁】

3 教育・啓発の強化

- ・ 毎年4月、「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」の実施【関係府省】
- ・ 被害防止教育の推進【警察庁、内閣府、文科省】
- ・ 業界関係者に対する法令等の周知【厚労省、消費者庁】

4 相談体制の充実

- ・ 相談窓口の整備及び積極的な周知【内閣府、関係府省】
- ・ 対応マニュアルの作成、関係機関等の職員への研修の充実・強化【関係府省】
- ・ 若年の被害女性に対する居場所の確保等に関するモデル事業の検討【厚労省】

5 保護・自立支援の取組強化

- ・ 「JKビジネス」稼働児童等に対する迅速な保護及び適切な支援【警察庁、文科省、厚労省】
- ・ 婦人保護施設等での中長期的な支援体制の在り方の検討【厚労省】

6 その他

- ・ 被害の防止及び救済等のための新たな対応策の検討【内閣府、関係府省】
- ・ 情報提供等を通じた地方公共団体に対する支援の強化【関係府省】 等

「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題」 ～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～

背景

近年、若年層の女性が、いわゆる「JKビジネス」で働き、性的な暴力等の被害に遭う問題や本人の意に反して、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要される問題などが発生

⇒ 若年層の女性を狙った性的な暴力の問題は深刻な状況

政府の対応

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について(平成28年5月男女共同参画会議決定)

○女性活躍加速のための重点方針2016 (平成28年5月すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

⇒ 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。

女性に対する暴力に関する専門調査会における検討状況

○平成28年6月以降、計4回、民間団体、有識者、地方公共団体、関係省庁からヒアリングを実施。

【民間団体】 一般社団法人Colabo、特定非営利活動法人Bondプロジェクト、認定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ(HRN)、ポルノ被害と性暴力を考える会、NPO法人人身取引サポートセンター ライトハウス、一般社団法人セーフアーインターネット協会

【有識者】 青山薫 神戸大学大学院国際文化学研究科教授(社会学)、矢野恵美 琉球大学大学院法務研究科教授(刑事法)、小西聖子 武蔵野大学人間科学部長(心理学・精神医学)

【地方公共団体】 愛知県 【関係省庁】 警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

＜開催日程＞ 第82回(平成28年6月30日)、第83回(平成28年9月12日)、第84回(平成28年11月15日)、第85回(平成28年12月13日)

○第86回会議(平成29年2月8日開催)で報告書案について検討 ⇒3月14日取りまとめ・公表

I 「JKビジネス」の状況

「JKビジネス」とは

- 女子高校生(JK)など、児童の性を売り物とする営業
- 健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在
- 大都市を中心に、「散歩」等多様な形態で出現

「JKビジネス」の危険性

- ① 児童が危険性を十分認識しないまま、接近する。
- ② 重大な性被害等につながる。
- ③ 性に関する判断力の低下、金銭感覚の欠如を招く。
- ④ 個人情報流出やトラブルの原因となる。

「JKビジネス」の被害状況等

《被害事例》

- 強制わいせつ（刑法）
- 児童買春（児童買春・児童ポルノ法）
- 反倫理的性交（東京都青少年健全育条例）
- つきまとい（ストーカー規制法） 等

《営業者の検挙状況》

- 労働基準法違反（危険有害業務の就業制限）
- 風俗営業適正化法違反（年少者に関する禁止行為）
- 児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為） 等

《相談事例》

- 性被害に遭った。
- 客に自分のことをインターネットのサイトに書き込まれた。
- 辞めたいのに辞められない。
- 客に何度もつきまとわれた。 等

「JKビジネス」の被害者の傾向とそれを取り巻く環境

《被害者が抱える困難》

- 様々な理由から次の困難を抱えている状況が見られる。
- ① 家庭に「居場所」がない。
- ② 学校に「居場所」がない。
- ③ 経済的困難を抱えている場合がある。
- ④ 発達障害や心身の障害などの障害がある人が少なくな

《被害者を取り巻く環境》

- 気軽にお金を稼ぐことができると思わせる方法で勧誘
- ① 「居場所」がない少女に対するスカウトの声かけ
- ② 求人サイト等を通じた勧誘
- ③ 「居場所」の提供
- ④ 友人からの勧誘

《被害者の傾向》

- 危険性の認識不足、公的支援等に結び付きにくい。
- ① 危険性についての認識が低い。
- ② 自分の大切さを認識していない。
- ③ 公的支援等に結び付きにくい。
- ④ 居場所等を提供されて、依存していく。

Ⅱ アダルトビデオへの出演強要の状況

アダルトビデオへの出演強要の問題

- 若年層の女性が、契約後、アダルトビデオに出演すると分かり断ろうとしても、高額な違約金、親等にばらす等言われ、本人の意に反して出演を強要される事例（H28.3 HRN報告書）

被害状況

《警察への相談件数》

平成26年から同28年までに、25件

《検挙事例》

労働者派遣法違反（有害業務派遣等）等

《民間団体への相談事例》

- 出演したアダルトビデオの回収、ネット上の画像の削除、販売停止をしてほしい。
- 騙されてアダルトビデオに出演してしまった。
- 違約金を請求されて困っている。

アダルトビデオへの出演強要に至る経緯

- スカウトから勧誘を受ける際やプロダクションとの契約の際、アダルトビデオへの出演があると説明を受けていない。
- 契約書等をよく読む時間を与えられない。控えもない。
- 断ろうとしても、長時間説得され、高額な違約金の請求や実家・学校に話す等と言われ、断りきれない。
- 1度出演すると、更に断れなくなる。
- 映像が、本人の意に反して、繰り返し、使用・流通される。

アダルトビデオへの出演強要の危険性

- 衆人環視のもとで性行為を強要される。
- 身体的、精神的な被害を受ける。
- 1度出演すると、抜け出すことが困難となる。
- 映像が繰り返し使用、流通されることによる二次被害に悩み、苦しみ続ける。
- 家族、友人、学校、職場などに知られないかとおびえ続ける。
- 知られることにより、人間関係が壊れる、職場にいつらくなる。

アダルトビデオへの出演強要の被害者の状況

- ① 若年層の女性が多い。（18歳～20歳代前半に集中）
 - ・社会経験が少なく、危険性に対する判断力や対応力の未熟さ、法律を知らないこと、困窮等に付け込まれる。
- ② 被害が顕在化しにくい。
 - ア 人に話せず、孤立しやすい。
 - ・ 恥ずかしさや後ろめたさ、周囲から誤解される恐怖等の思いから、誰にも相談できない。

- ・ 被害を忘れるため、考えることをやめ、結果として問題を長引かせ、深刻化する。

イ 事業者に孤立させられる。

- ・ 親や家族から引き離し、孤立化させる。

ウ 公的支援等に結び付きにくい。

- ・ 相談先が分からない、孤立しているため、被害者支援の情報が入らない。

Ⅲ 国民や若年層の意識

若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のための インターネット調査(平成29年2月内閣府男女共同参画局)

■時期・対象:平成28年12月、15歳(中学生除く)～39歳の女性
(調査会社のモニタ会員。事前調査n=20,000、本調査n=2,575)

《問題の認知状況》

○ モデル・アイドル等の勧誘等をきっかけに、同意していない性的な行為等の撮影に応じるよう求められる問題があることについて聞いたことがあるのは40.2%(n=20,000)。

《勧誘等の状況契約の状況》

- モデル・アイドル等の勧誘を友人・知人から受けた場合、「詳細情報を確認した」人、「個人情報伝えた」人が多かった。
- モデル・アイドル等の勧誘等をきっかけに契約(書類へのサイン・口頭での約束等)した人は約1割(n=2,575、197人)。
- 契約した時の年齢は、10代～20代前半が多かった。

《同意していない性的な行為等の撮影》

○ 契約後、契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるよう求められた経験がある人は26.9%(n=197、53人)。このうち、求められた行為を行った人は32.1%(n=53、17人)。

《相談状況》

- 性的な行為等の撮影を求められたことを相談した人は34.3%(n=105、36人)。相談先は、「友人・知人」(50.0%)、「家族・親族」(25.0%)、「交際相手」(16.7%)の順に多い。「学校の教員・スクールカウンセラー」(8.3%)、「公的相談機関」(8.3%)、「警察」(5.6%)、「民間の相談機関」(2.8%)は、いずれも1割以下。
- 相談しなかった理由(n=69人)は、「相談するのが恥ずかしかった」(39.1%)、「家族、友人・知人等に知られたくなかった」(21.7%)、「自分の責任なので、自分でなんとかしなくてはいけなかったから」(20.3%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(18.8%)。

男女共同参画社会に関する世論調査 (平成28年10月内閣府大臣官房政府広報室)

■時期・対象:平成28年9月、全国の18歳以上の男女(n=3,059)

○「JKビジネス」の問題の原因

- ・ 保護者、家庭の問題(21.2%)
- ・ 「大人の問題」(20.7%)、「社会風潮の問題」(18.9%)

○「JKビジネス」による被害防止のために必要なこと。

- ・ 保護者や学校が、子供に対し教育を行うこと(62.6%)
- ・ 困った時に相談できる窓口を設けること(54.8%)
- ・ 取締りや規制を強化すること(52.6%)

いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書(平成28年5月いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する懇談会(警視庁))

■調査時期・対象:平成28年3月、都内の女子高校生等(n=515)

○「JKビジネス」で働くことについて、どう思うか。

- ・ お金に困ってのことだからしょうがない(23%)
- ・ 自分の今や将来を考えたらしてはいけない仕事(59.4%)
- ・ こうした仕事を続けていると、いつの間にか風俗の世界につながってゆくかもしれない(56.3%)、危険ドラッグなどの世界につながってゆくかもしれない(47.8%)

■対象:警視庁において、各種法令で摘発した「JKビジネス」の店舗で働いていた女子高校生等(n=78)

- 働くようになったきっかけは、「お金が欲しかった」、「友人の誘い」が多い。働き続けた理由は「お金が欲しかった」が多い。
- お店を知ったきっかけは、「友人の誘い」、「インターネット」が大半。
- 「JKビジネス」で働いていることを、学校や保護者のほとんどが認知していない。

IV 取組状況

行政機関

① 法令に基づく厳正な取締り等の推進【警察庁】

- 法令に基づく厳正な取締り、補導活動等の推進
- 相談への適切な対応の推進
- 地方公共団体における取組(条例の整備等)

② 教育・啓発【内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省等】

- 児童、生徒に対する教育・啓発
- 若年層の女性に対する教育・啓発
- 家庭、保護者等に対する教育・啓発
- 社会全体に対する啓発
- 相談員、支援者に対する研修、教育・啓発

③ 相談体制【内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

学校、関係機関の各相談窓口による対応

④ 保護・自立支援【厚生労働省】

- 児童相談所への通告、婦人相談所への相談
- 児童相談所による保護等
- 婦人相談所等による保護、自立支援

⑤ インターネット上の違法・有害情報、人権侵害情報の削除等に関する取組【警察庁、総務省、法務省】

- インターネット上の違法・有害情報の通報の受付、制度的な環境整備、民間事業者による適正な対応の推進、人権侵犯事件に対する取組

民間団体

○ 若年層の女性に対する支援

- ・ 夜間巡回、相談事業、同行支援等、被害者に対する支援
- ・ 啓発活動、情報発信等

○ インターネット上の違法・有害情報の削除の支援

業界団体・関係者団体

○ アダルトビデオに関連する業界団体による、業界の健全化と透明性の向上に向けた取組

○ アダルトビデオの出演者等の同業者団体による、人権擁護、業界の健全化に向けた取組

V 今後の課題

○関係各府省庁は、更なる実態把握を始め、以下の各課題について検討を行い、着実に実施。

○現在悩み苦しんでいる被害者の支援及び今後の新たな被害者を生まない観点も踏まえ、各課題に係る施策のうち、

速やかに取り組む必要がある又は取り組むことができるものについては、相互に連携し、スピード感を持って対応。

○更なる実態把握その他の各課題に係る施策の進捗状況等を踏まえ、法的対応も含め、被害の予防及び回復に向けた必要な対策について検討する必要。当専門調査会では、随時、進捗状況のフォローアップを実施。

《今後の課題》

① 更なる実態把握

② 取締り等の強化

- ・ 厳正な取締りの徹底
- ・ 被害者の補導、適切な保護及び支援の推進
- ・ 若年層の性的な暴力の被害に係る取組状況の把握と情報の共有の推進

③ 教育・啓発の強化

- ・ 児童、生徒等が被害者とならないための教育等の推進
- ・ 家庭や学校に対する支援
- ・ 被害者やその関係者に届く情報発信、広報啓発等
- ・ 社会全体や各地域に対する啓発

④ 相談体制の充実

- ・ 相談窓口の周知、環境整備
- ・ 相談員の対応能力の向上、関係機関等の連携構築
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- ・ 相談・支援体制の在り方の検討

⑤ 保護・自立支援の取組強化

- ・ 若年層やその家族への支援
- ・ 若年層が感じる不安などを踏まえた適切な保護の推進
- ・ 婦人保護事業の在り方の見直し
- ・ 中長期的な支援の在り方について検討

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策(概要)

趣 旨

- いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等は、「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害であり、女性活躍の前提となる安全・安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であるため、政府を挙げて根絶する必要。
- 特に年度当初は、進学、就職等に伴い若者の生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まることも予想されることから、新たな被害者を生まないため、また、万一被害に遭われた方を支援するため、東京都ほか大都市圏等を中心に、必要な対策を緊急かつ集中的に実施する。

集中月間(本年4月)

- 本年4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」に設定。

※関係府省は相互に連携しつつ、政府一体となって、必要な取組を緊急かつ集中的に実施。

【具体的な取組(主なもの)】

1 取締り等の強化

- 各種法令を適用した厳正な取締り等の推進
・スカウト行為への指導・警告、厳正な取締り
- 「JKビジネス」稼働児童等に対する街頭補導等の実施
・大都市における一斉補導 等
- 関係法令に基づく積極的な立入調査の実施
- 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定等の支援

2 被害防止のための教育・啓発の強化

- 様々な機会や媒体を活用した広報・啓発の充実
・啓発サイトの新設、都下における街頭キャンペーンの実施
・政府広報、ホームページ、SNS等を活用した広報
- 大学・高校等における被害防止教育の実施
・女子大学生対象のシンポジウムの実施、被害防止教育の実施

3 相談体制の充実

- 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の積極的な周知
- 関係機関等への協力の呼びかけ

- 集中月間の取組の実施状況や相談件数等について速やかにフォローアップを実施。
その結果も踏まえ、5月中旬を目途に、今後の取組方針を策定。

男性の暮らし方・意識の変革に向けた課題と方策～未来を拓く男性の家事・育児等への参画～ 概要

女性活躍促進に向けた取組が進む一方、男性が家事・育児等を自らのことと捉え主体的に参画する動きは進んでいない。平成27年12月に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画では、6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間を平成32年までに1日あたり2時間30分とする成果目標が掲げられている。こうした中、平成28年10月に男女共同参画会議の下、「男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会」を設置し、男性の家事・育児等への参画について調査検討を行った。

背景

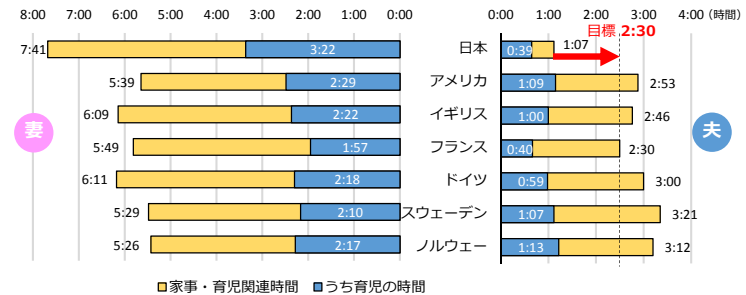
○男性の参画度合の低い我が国の家事・育児等の状況

- ・我が国の男性の、週全体平均1日あたりの家事・育児関連時間は67分（女性は461分）と各国と比べて特に家事時間が短く、84.5%が家事を、69.1%が育児を行っている
- ・介護・看護を理由とした離職・転職者数10万人のうち8割が女性

○社会構造の変化による男性の家事・育児参画の必要性の高まり

- ・介護・看護を必要とする人口の増加、現役世代の人口減少
- ・育児と介護のダブルケアを行っている8割が30～40歳代
- ・増え続ける共働き世帯と核家族世帯

【6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（週全体1日当たり）】



資料: 総務省「社会生活基本調査」(平成23年)、Bureau of Labor Statistics of U.S. "American Time Use Survey" (2015)、Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)

意義

○家庭における、夫婦で過ごす時間の増加や満足度向上、子供に対する好影響

○男性自身の職業生活における、段取り力、コミュニケーション力、マネジメント力の向上、多様な価値観の醸成等、キャリア形成への寄与

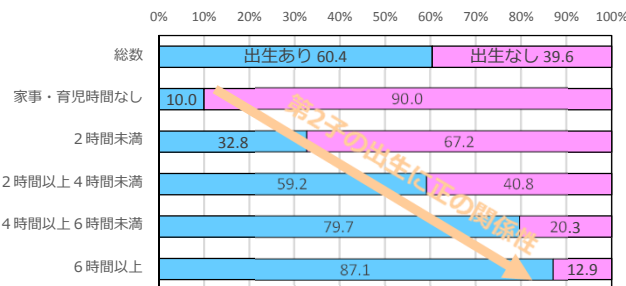
○男性自身にとっての、地域における新たなネットワークの構築

○女性における、家事・育児等の軽減による、さらなる女性活躍の推進

○企業における、多様な人材増加による業績への好影響、管理職による業務効率化、生産性向上の実感

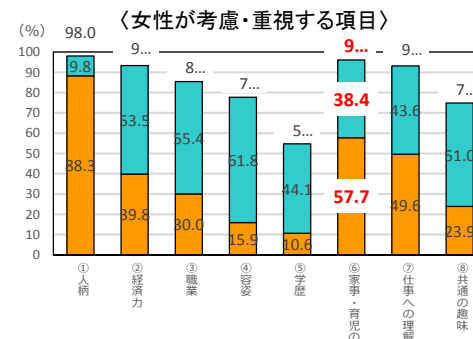
○少子化対策につながる、男性の家事・育児時間伸長による第2子以降の出生増

【子供がいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生状況】

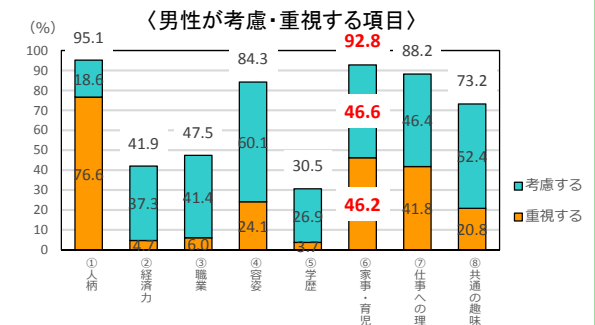


資料: 厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査」(平成27年)

【結婚相手の条件として考慮・重視する項目】



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」(平成27年)



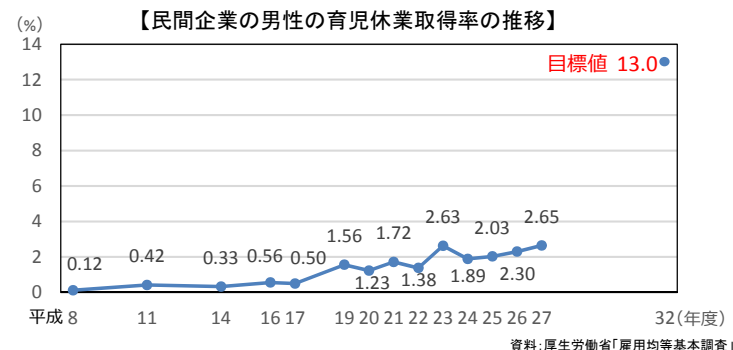
施策の対象

○家事・育児等への参画は、広く国民一般への働きかけが必要

○特に念頭に置くべき層: 子育て世代（なかでも、家事・育児等にほとんど関わってこなかった男性）・男性の生活行動に影響を与える子育て世代の親や職場関係者等、子育て世代予備軍である若年世代

課題

- 男性の家事・育児等への参画について、ポジティブに捉えられる発信への取組
- 男性の家事・育児等への参画に向けた職場意識の改善
- 育児に主体的に関わるための育児休業等取得促進
- 家事・育児等に対する男性の知識やスキルの向上
- 家事・育児等における利便性の向上、乳幼児を伴う移動・外出に伴う負担軽減の促進



具体的な取組

1. 男性が家事・育児等を行うことの意義の理解促進に関する世論形成

政府、NPO、企業等で個々に実施されてきた各々の取組を連携させ相乗効果を発揮できるよう政府として主導

○各界のトップを巻き込んだ官民の連携

- ・官民での連携体制を活用した組織トップの取組促進
- ・企業による男性の家事への支援、ポジティブイメージの発信等の促進
- ・男性の家事への参画を支援する企業の表彰

○男性の家事・育児等への参画を自らのことと捉える取組の推進

- ・育児関連施策において、男性も対象であることの明示
- ・育児に関する啓発と併せ、男性の家事参画の啓発促進
- ・家庭内における夫婦のコミュニケーション促進施策の実施
(家事・育児等の分担を可視化して夫婦間の話し合いを促すためのワークシートの活用、スマートフォンで家事分担等のスケジュールを可視化する等のICTの活用 等)
- ・様々な媒体を活用した広報の展開

2. 男性の家事・育児等への参画機会の創出

結婚や子の出生など、個人のライフスタイルが変化する機会を男性が家事・育児等に取り組む契機と捉えた取組の充実、必要に応じて期間を限定する、男性のみに対象を絞る、といった取組の検討

○子の出生に伴う休暇・休業取得の促進強化

- ・男性や事業主に対する現行制度の周知徹底
- ・国家公務員の男性職員が、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得する割合を100%とするための取組の実施

○地域における男性の家事・育児等参画機会の創出に向けた取組推進

- ・就労中の男性が参加しやすい家事・育児等の講座開催の工夫
- ・国や地方公共団体が実施する行事やイベントを、男性の家事・育児等への参画の契機として活用(結婚支援事業、食育関連事業 等)

3. 家事・育児等を軽減する取組の推進

男女問わず仕事と家庭の両立を図るため、家事・育児等を軽減する取組

○乳幼児の育児期間中における外出時の負担軽減

- ・乳幼児連れでの外出時の移動がしやすくなる取組

○乳児用液体ミルクの開発・普及に向けた取組の推進

- ・液体ミルクの製品化に向けた取組を国・地方公共団体・事業者団体・民間企業等が連携して加速



平成28年度 男女共同参画に関する調査研究等

名称	概要	参考URL
男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査	災害は、地震、津波、風水害等の自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)により、その被害の大きさが決まってくると考えられており、災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れる。その際、性別、年齢や障害の有無等、様々な社会的立場によって災害から受ける影響は異なることから、これらの視点を通して、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要となる。 昨年4月に発生した平成28年熊本地震(以下、「熊本地震」という。)は、最大震度7を観測した2度の地震と、その後も繰り返し続く大きな余震により、熊本県を中心に甚大な被害をもたらした。こうした中で、発災直後から授乳室等の女性専用のスペースや男女別更衣室の確保等、男女共同参画の視点に配慮した運営に取り組む避難所が認められる一方、プライバシーの確保等については必ずしも十分な取組がされていないとの報告がなされるなどの状況があった。 こうしたことを踏まえ、本調査は、熊本地震において災害対応に当たった地方公共団体等の事前の備えや発災時の対応、これまでの復旧・復興の対応状況の把握や女性の視点を生かした住民主体の避難所運営、乳児世帯専用避難所の早期開設及び保育環境の早期整備、被災地への職員派遣前に男女共同参画の視点を踏まえた説明会の実施などの各種事例を収集し、男女共同参画の視点による分析・検討し報告書に取りまとめた。	http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/kumamoto_h28_research.html
民間企業における調達を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速に関する調査研究報告書	民間企業の調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進の取組の加速を図ることを目的として、有識者からなる企画委員会を設け、CSR調達などに取り組む企業・業界団体等へのアンケート調査とともに、先進的な取組を行っている企業・業界団体に対するヒアリング調査を実施した。さらに、持続可能な調達に関する国際的な動向についても調査を行い、これらの調査結果について、企画委員会で3回にわたり調査審議を進め、本報告において、持続可能な調達の国際的な動向、民間企業における調達・CSR調達の状況、調達におけるワーク・ライフ・バランス等を評価することの課題や導入方策の方向性等を取りまとめた。	http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/work/research.html
主に男性の育児・家事等への参画に向けた仕事と生活の調和推進のための社内制度・マネジメントのあり方に関する調査研究	女性の活躍を進めるためには、男性の意識改革と理解の促進が不可欠であり、家庭生活においては、男女が家事・育児等へ共同して参画することが重要と考えられるが、家事・育児等に参画する男性の割合は依然として低い状況にある。その原因の一つとして、男性の長時間労働が指摘され、週労働時間60時間以上の男性就業者は、長期的には減少傾向にあるものの、30歳代で16.0%、40歳代で16.6%と依然として高水準にある。 これを踏まえ、本調査研究では、仕事と生活の調和に向けた企業の「効率的に仕事を進める従業員を評価する」等の制度や取組及びその制度等を利用するなどして家事・育児等に参画している男性従業員の事例を収集し、分析した。 調査結果については、報告書を取りまとめるとともに、事例集を作成して広く発信することで、企業等及び男性による仕事と生活の調和に向けた取組の促進を図る。	http://www.cao.go.jp/wlb/research.html
持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について	平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、成果目標として、全国の自治会長に占める女性の割合10%を掲げ、地域の活動に男女共に多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進すること、自治会・町内会等、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ること、が盛り込まれた。 これを受け、内閣府男女共同参画局では、自治会・町内会等の地域における意思決定の場に女性の参画が進まない要因や課題の分析、持続可能な自治会活動に向けた女性をはじめとする多様な担い手の参画を促進する方策等について調査検討し、①意識醸成や具体的な取組に向けた実践的な研修や事例紹介②女性リーダーなどの人材の育成③女性人材育成プロセスの推進④女性参画推進の観点からの自治会業務の見直し⑤市区町村における女性参画目標の設定・総合的な取組の5つの提言を盛り込んだ報告書「持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について」を取りまとめた。	http://www.gender.go.jp/kaigi/kento/chiiki/index.html
アジア・太平洋 輝く女性の交流事業報告書	アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流における架け橋女性(注)の活躍に焦点をあて、調査を行うとともに、架け橋女性を招聘してシンポジウムや国際交流の場を開催することなどにより、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国との友好・信頼関係の深化を図ることを目的としている。平成28年度は、特に起業に焦点を当てて活躍の実態を調査するとともに、シンポジウム・国際交流を開催し、結果を報告書としてとりまとめた。 (注) 架け橋女性とは、アジア・太平洋諸国と日本の両国を知り、お互いの国に貢献している存在。 ①日本国内及びアジア・太平洋諸国で活躍する日本人女性 ②日本国内で活躍する外国人女性、又は日本に過去に居住経験があるアジア・太平洋諸国の外国人女性 ③上記①及び②の女性の支援者・支援団体	http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/asia_h28_research.html
女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査研究(女性役員登用の閣議決定目標「2020年10%」達成に向けて)	第4次男女共同参画基本計画においては、2020年(平成32年)までに「上場企業役員に占める女性の割合10%」を目指すこととしており、この10%の達成に向けては、現状約1,400人の女性役員数を約4,000人まで増やす必要がある。2016年(平成28年4月)に、女性活躍推進法が施行され、女性活躍推進の取組は日本全体で加速しており、徐々に上場企業に占める女性役員の割合も高まっているが、国際的には依然低い水準であり、官民あげて更なる具体的な取組が急務である。そのため、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けて、報告書「女性役員登用の閣議決定目標「2020年10%」達成に向けて」を取りまとめるとともに、女性リーダー育成モデルプログラムを開発した。	http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gaikoku02_research.html
理工系分野における女性活躍の推進を目的とした関係国の社会制度・人材育成等に関する比較・分析調査報告書	我が国の理工系分野における女性研究者や技術者の割合は増加傾向にあるものの、研究者に占める女性の割合は15.3%(2016年)に留まっており、諸外国の30%程度と比較すると、依然として低い水準となっており、女性研究者等の活躍を推進することは急務である。しかし、女性研究者等の母集団となる、理工系に学ぶ女子大学生の比率は理学部で27.0%、工学部で14.0%(2016年)であり、諸外国と比較して少ないのが現状である。欧米各国の中でも女性研究者等の割合が高い国や近年女性研究者等の活躍が顕著と言われている国における理工系女性人材の確保に向けた社会制度や人材育成の仕組み等を比較・分析することで、我が国施策の示唆を得ることを目的に、本調査を実施した。	http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/riko_comp_research.html